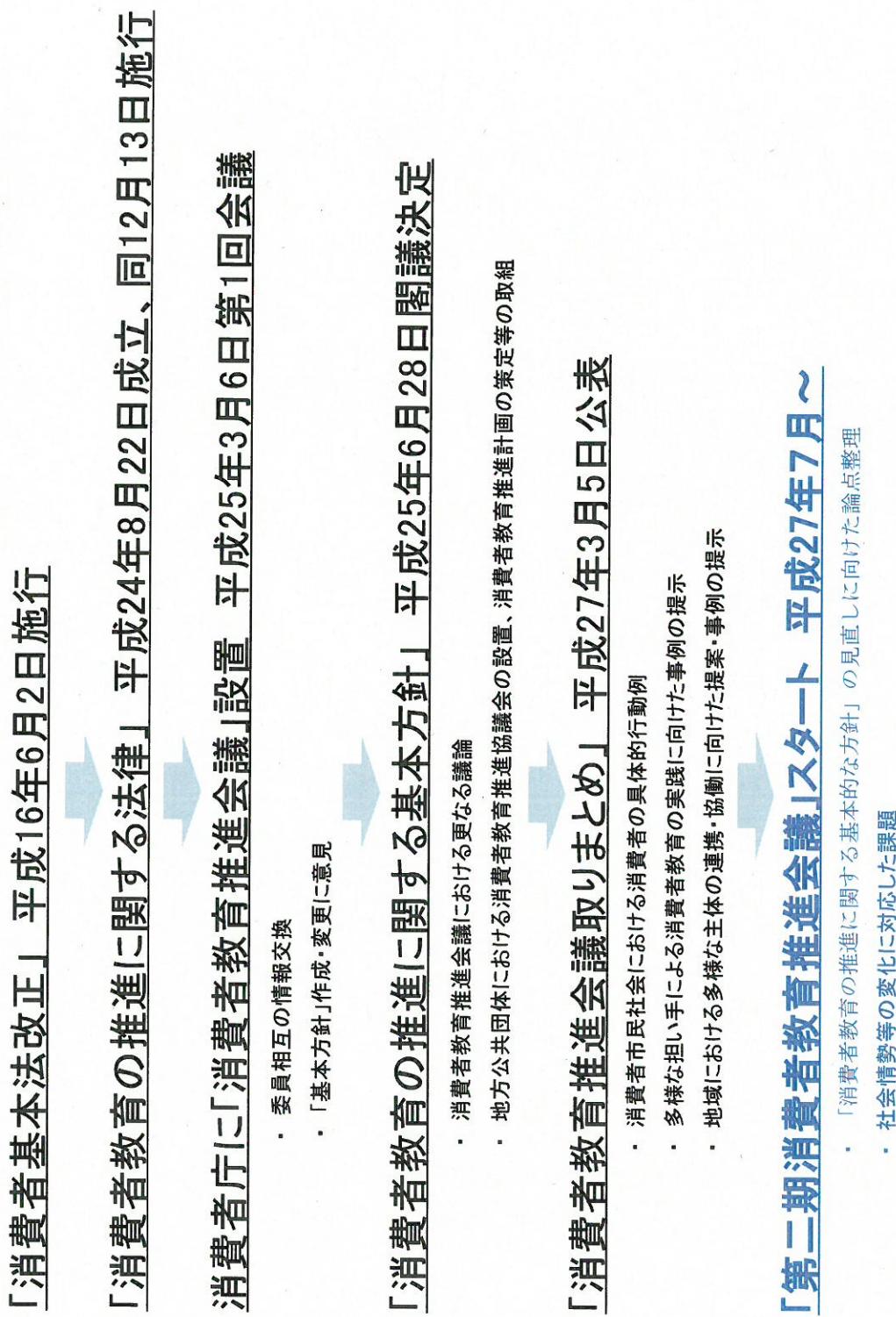


消費者庁消費者教育・地方協力課

消費者教育の推進について

資料5

○消費者教育推進のこれまでの取組



○消費者教育推進法

消費者教育の推進に関する法律の概要

目的(第1条)		国と地方の責務と実施事項	
業務(第4条)	・消費者教育の総合的・一体的な推進 ・国民の消費生活の安定・向上に寄与	業務(第5条)	地方公共団体
定義(第2条) 『消費者教育』	消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。) 及びこれに準ずる啓発活動	財政上の措置(第8条) 財政上の措置(第8条) 推進に必要な財政上の措置(他の措置(地方は努力義務))	都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画 ・基本方針を踏まえ策定(努力義務) 基本方針(第9条) ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容等
『消費者市民社会』	個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が既にわかつて内外の社会経済情勢及び地味環境に影響を及ぼしうることの自覚として、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会	消費者教育推進会議(第19条) 消費者庁に設置し(わかるB条機関) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系のかつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更に意見 委員(内閣総理大臣任命) ～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体、 学識経験者等 ※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く (改訂で規定)	消費者教育推進地域協議会(第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務) ①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系のかつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更に意見 構成 ～消費者、消費者団体、事業者、 教育関係者、消費生生活センター等
基本理念(第3条) 『消費者市民社会』	・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成 ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援	体系的推進・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮 効果的推進・場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応 ・多様な主体間の連携 ・消費者市民社会の形成に關し、多角的な情報を提供 ・非常時(災害)の合理的行動のための知識、理知 ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携	努力義務(国および地方) 義務付け(国・地方) ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、 人材の活用 ○教材の活用等(第15条) ○調査研究(第17条) ○情報の収集(第18条) (検討)(附則) ○法律の施行後5年を目途として、施行状況に検討を加え、必要がある場合には所要の措置を講ずる。
消費者団体(努力義務)(第6条) ～自主的活動・協力 事業者・事業者団体(努力義務) ～施設への協力・自主的活動(第7条) ～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)	○学年等における消費者教育の推進(第12条) ○学生等における消費者教育の普及等 ○地味における消費者教育の推進(第13条) ○高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 ○人材の育成等(第16条)		

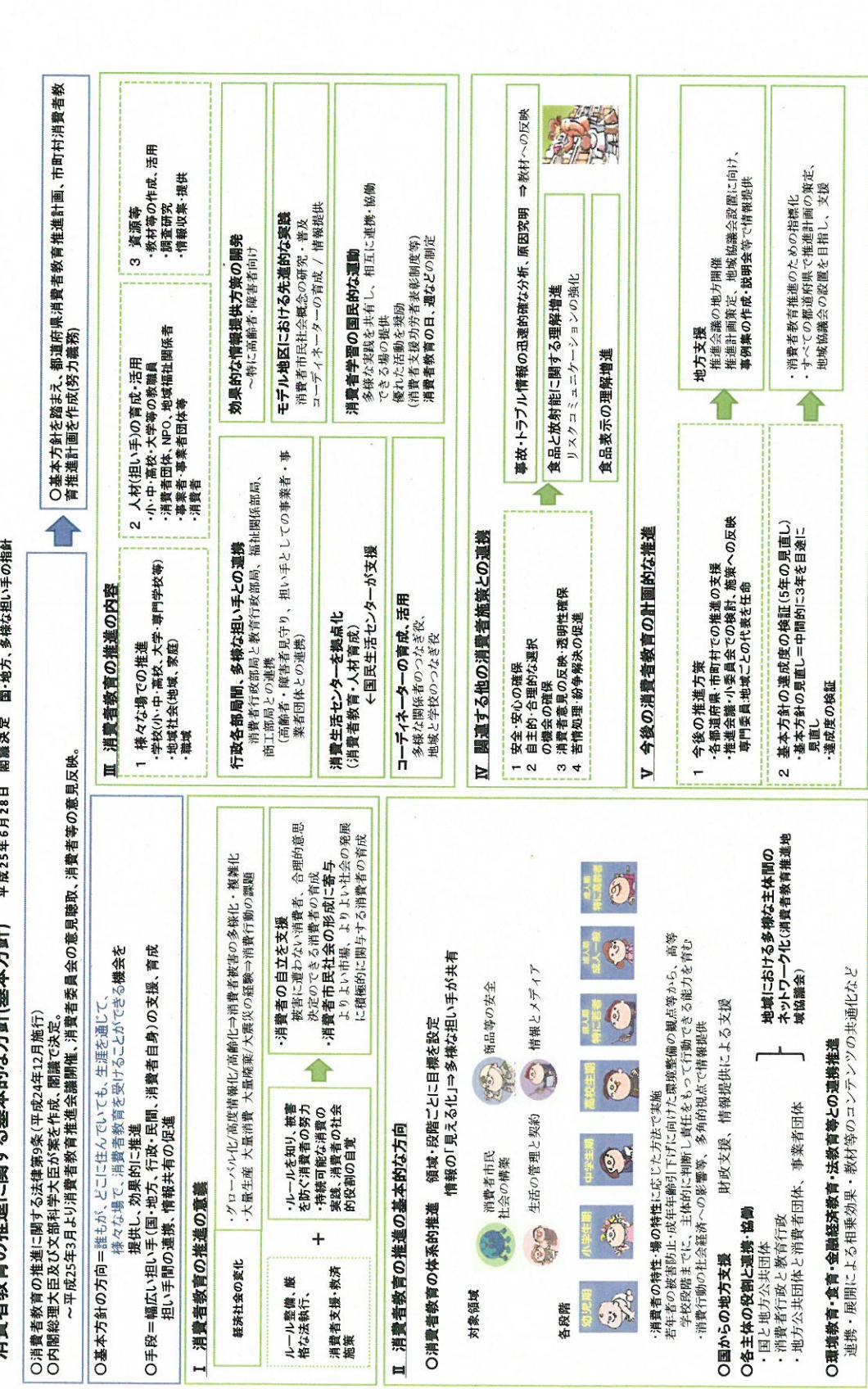
※施行日:平成24年12月13日(公布日:平成24年8月22日)

○消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)

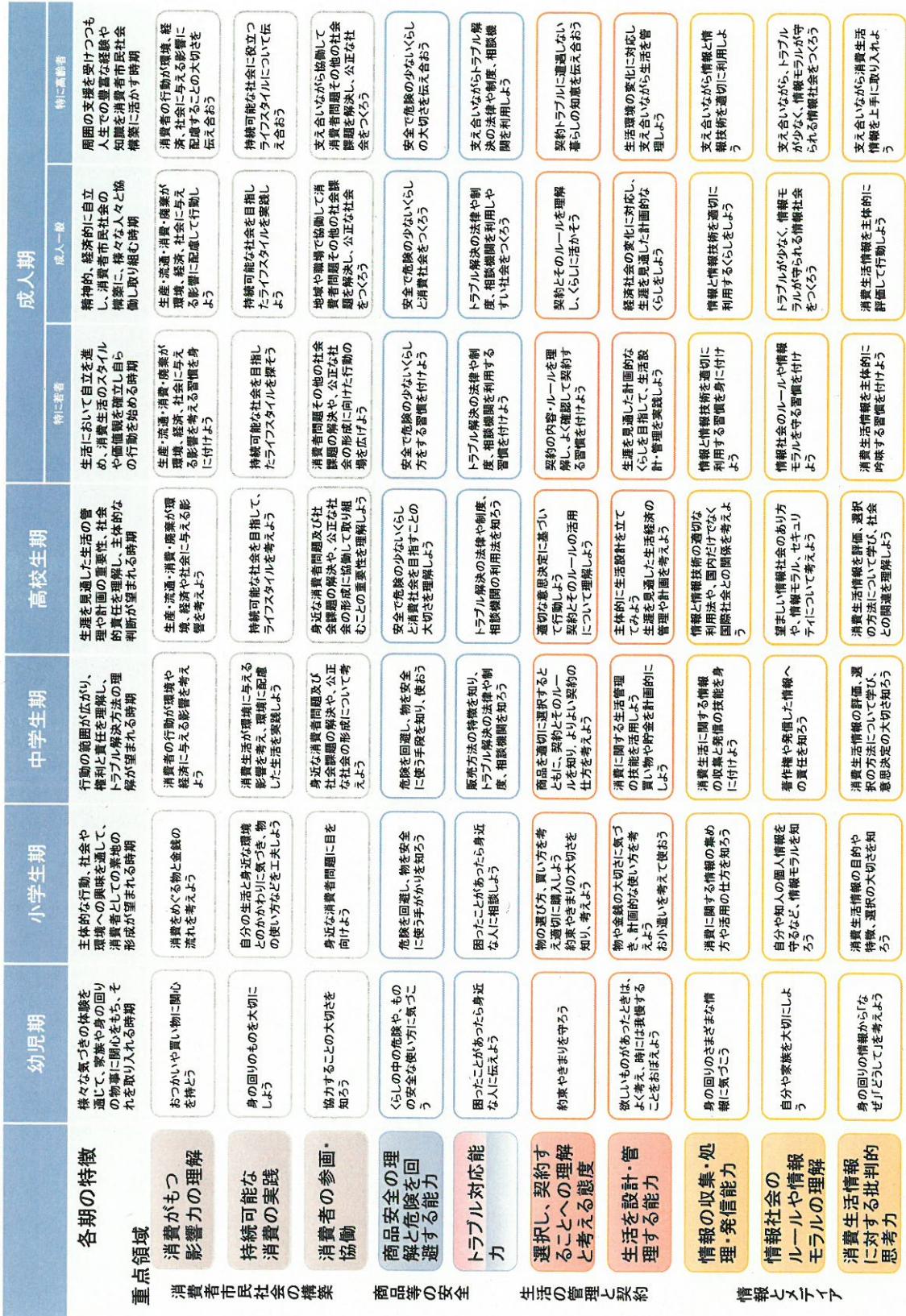
○消費者教育の推進に関する法律第9条(平成24年12月施行)

○内閣総理大臣及び文部科学大臣が教育委託を作成、閣議決定 国・地方、多様な狙い手の指針
～平成25年3月より消費者教育推進会議開催、消費者委員会の意見聴取、消費者等の意見反映。

平成25年度～26年度の年間
～

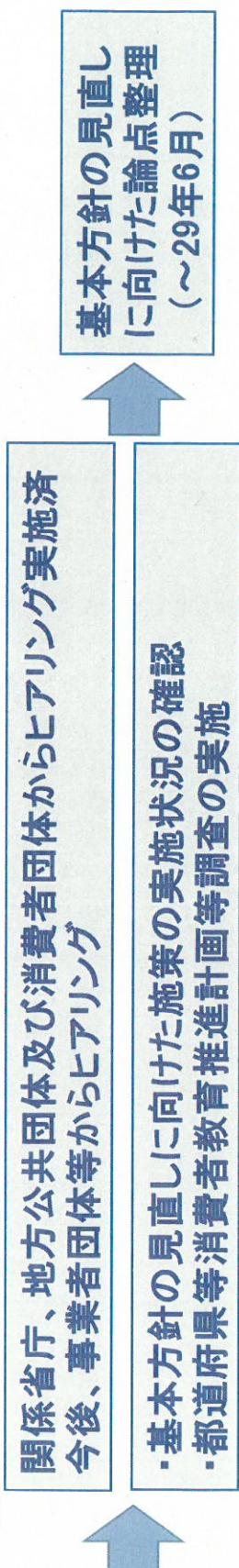


○消費者教育の体系イメージマップ



○第二期消費者教育推進会議（27年7月～）における検討事項

(1) 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の見直しに向けた論点整理



(2) 社会情勢等の変化に対応した課題

①学校における消費者教育の充実方策について



②若年者への消費者教育（成年年齢引下げに向けた環境整備）の充実



③消費者市民社会の形成への参画の重要性の理解促進



④高齢者等への対応
⑤関係者との連携・協働



消費者庁から文部科学省に対し
周知依頼の通知を発出 (28.6.23)

平成28年度中に高等学校の授業
用教材を作成

平成28年度中に消費者市民社会
啓発資料を作成

学校における消費者教育の充実に向けて

(平成28年4月 消費者教育推進会議 提案)

- ・高齢化、高度情報通信社会、グローバル化の進展
- ・社会的課題に配慮した商品・サービスの選択への関心の高まり
- ・消費者市民社会の形成への参画に消費者教育の視野が拡大

次期学習指導要領に関する議論の開始始も契機としつつ
学校における消費者教育の一層の充実を図る必要

- ・消費者教育に割かれている時間は不十分
- ・学習指導要領における内容は着実に充実
- ・一方、実践的な観点からは不十分

機会(時間) の確保

- ・教科横断的な取組
 - ➡ 家庭科や社会科などにとどまらず様々な教科・科目を通じ、教科横断的に関連付けて実施
 - ➡ 学校全体としての取組
 - ➡ 各学年、各科目の取組を集約し校内で情報共有
 - ➡ 授業展開方法の収集、提供
 - ➡ 消費生活センターや教育委員会が事例収集、提供

教員の 指導力の 向上が不可欠

- ・様々な教科・科目における、消費者教育の効果的・効率的な実践
- ・そのためには、教員の指導力向上が不可欠

教員の 教育・研修

- ・教員の養成・研修のあらゆる機会を利用
 - ➡ 大学の教養課程及び教職課程、教員研修で実施
 - ➡ 実践的な能力を身に付ける
 - ➡ 消費生活センター等での業務体験も有効

- ・他の外部講師へ手法を伝達する仕組みの構築
- ・國民生活センター等での研修を地域で伝達
- ・情報交換や先進的な事例の共有
- ・近隣の消費者行政担当部局、消費生活センター
- ・学校のニーズに応じた授業
- ・教育委員会、消費者行政担当部局、消費生活センターとの連携調整

外部人材 の活用

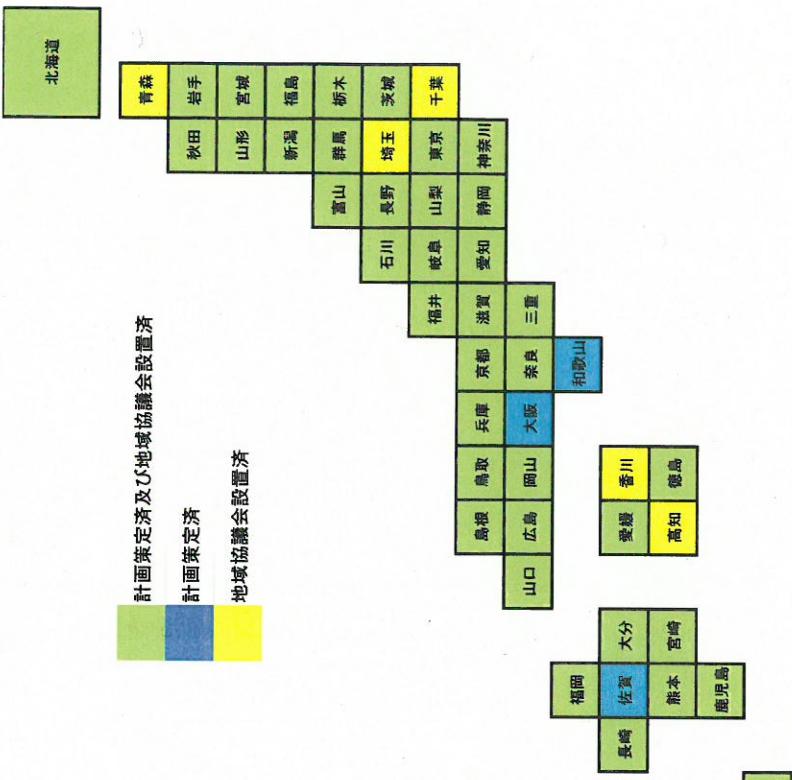
※消費者庁から文部科学省に対し周知依頼の通知を発出(平成28年6月23日)

○消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置状況

計画は42都道府県12政令市で策定済、協議会は44都道府県14政令市で設置(平成28年9月1日現在)

⇒(目標)全都道府県・政令市で計画策定・協議会設置(地方消費者行政強化作戦(平成27年3月))

都道府県	計画策定年月日	協議会第1回開催日	都道府県	計画策定年月日	協議会第1回開催日	政令都市	計画策定年月日	協議会第1回開催日
北海道	H.27.3.31	H.26.6.11	滋賀県	H28.3.31	H.26.10.27	札幌市	H.27.3.5	H.25.12.10
青森県	-	H.27.7.10	京都府	H.26.3.11	H.25.7.19	仙台市	H28.3.16	H.27.1.9
岩手県	H.27.3.27	H.26.4.21	大阪府	H.27.3.26	-	さいたま市	-	H.27.8.24
宮城県	H28.3.15	H.26.7.24	兵庫県	H.27.3.19	H.26.11.26	千葉市	H27.8.26	H.26.7.2
秋田県	H.27.3.20	H.26.7.29	奈良県	H28.3.25	H.27.2.19	川崎市	-	-
山形県	H.26.3.18	H.25.9.13	和歌山県	H.27.3.2	-	横浜市	H27.10.1	H.26.12.4
福島県	H.26.12.25	H.26.2.4	鳥取県	H28.3.30	H.26.9.1	相模原市	H28.3.3	H.27.7.24
茨城県	H.26.3.20	H.25.9.13	島根県	H28.3.25	H.26.9.3	新潟市	H28.7.26	H.28.7.20
栃木県	H28.2.16	H.28.2.1	岡山県	H.26.3.18	H.25.7.4	静岡市	H.27.3.31	H.25.7.8
群馬県	H.26.3.28	H.27.9.11	広島県	H.27.3.27	H.26.3.18	浜松市	H28.6.24	H.26.10.29
埼玉県	-	H.27.11.24	山口県	H.25.9.1	H.25.9.1	名古屋市	-	H.27.7.14
千葉県	-	H.26.7.15	徳島県	H.26.3.19	H.25.11.5	京都市	H.27.3.20	H.26.5.30
東京都	H.25.6.20	H.25.6.21	香川県	-	H.25.6.26	大阪市	-	-
神奈川県	H.27.3.31	H.26.9.3	愛媛県	H.26.5.26	H.25.10.30	堺市	H28.2.4	H.26.11.10
新潟県	H28.7.27	H.27.3.24	高知県	-	H.26.7.25	神戸市	H.25.12.16	H.25.8.29
富山県	H.26.12.15	H.25.11.15	福岡県	H.26.6.18	H.26.1.23	岡山市	-	-
石川県	H.27.3.16	H.26.3.13	佐賀県	H28.5.6	-	広島市	-	-
福井県	H28.3.31	H.27.10.9	長崎県	H28.3.25	H.26.11.18	北九州市	-	-
山梨県	H.26.3.25	H.25.10.31	熊本県	H.27.2.17	H.25.12.2	福岡市	H27.3.31	H.25.7.2
長野県	H.26.6.13	H.25.9.2	大分県	H28.3.31	H.26.11.19	熊本市	-	-
岐阜県	H.26.3.7	H.25.7.23	宮崎県	H.27.6.30	H.26.11.5			
静岡県	H.26.3.4	H.27.5.22	鹿児島県	H28.3.23	H.26.7.28			
愛知県	H.27.3.24	H.27.7.31	沖縄県	H.27.3.30	H.26.12.5			
三重県	H.27.3.25	H.26.2.25						



2. 国及び地方における消費者教育の推進

国と地方のコラボレーションによる先駆的プログラム

消費者の安全・安心の確保に向け、消費者問題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独創性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施。事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を公表し、**全国的な波及・展開を目指す。**

平成28年度消費者教育関連テーマ II. 消費者教育の推進(地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等)

- 多様な主体間の連携・協働や体系立った消費者教育の展開等を促進し、地方の消費者教育を推進

平成28年度(27事業)(平成28年7月15日現在)

北海道	札幌市	消費者教育情報システム構築事業	愛知県	名古屋市	消費者市民教育推進事業
山形県	山形県	地元の大学など消費者団体との連携による消費者教育の充実を図る「消費者啓発塾」	愛知県	一宮市	高校における消費者教育モデル事業
山形県	山形県	「学校における消費者教育の推進～シニアの知恵と若者のパワーを活かす～」	三重県	名張市	食育・地産地消に関する消費者教育推進事業
千葉県	千葉県	消費者教育コーディネータ育成試行事業	滋賀県	滋賀県	～子どもたてへ消費者！～子どもたちへの消費者教育推進事業
富山県	富山県	多様な主体による連携強化・発展型の消費者教育強化事業	大阪府	大阪府	高校生期における消費者教育 消費者教育教材の作成
岐阜県	岐阜県	情報モール教材制作委託事業	大阪府	大阪府	大学生期における消費者教育
静岡県	静岡県	ふじのくに懐鏡における消費者教育実践事業	兵庫県	神戸市	「神戸消費者力研究機関」の設立(平成28年度) (愛称: 神戸コンバース "KOBE Consumers power INSTITUTE")
静岡県	浜松市	倫理的消費啓発事業	兵庫県	西宮市	西宮市立図書館における消費者教育
静岡県	伊東市	地域の事業者と連携した食品ロスの削減等に関する消費者教育推進事業	鳥取県	鳥取県	子ども等への倫理的消費(エシカル消費)の普及啓発
			鳥取県	鳥取県	将来の賢い消費者育成のためのネットワークづくり
			岡山県	岡山県	幼小中高生向け消費者教育プログラム開発事業
			山口県	山口県	学校における消費者教育授業の推進
			徳島県	徳島県	「エシカル消費推進プロジェクト(シンポジウム)」
			徳島県	徳島県	「エシカル消費推進プロジェクト(研究会)」
			徳島県	徳島県	「消費生活クロスロード」を活用した消費者力地域波及プロジェクト
			大分県	大分県	非常事態での風評被害に惑わされないためのコミュニケーション事業

○消費者教育ポータルサイト

消費者庁、関係府省、関係機関及び地方公共団体が作成した教材等を 消費者教育ポータルサイトに掲載

消費者生活に関する教育のヒントが満載！



→ サイトマップ
→ 消費者広報ページへ
RSS登録

文字サイズ
標準
大
特大

→ 検索
→ 消費者教育関連情報
→ 当サイトについて
→ 報載
→ お問合せ

消費者教育ポータルサイトとは

「消費者教育ポータルサイト」は、消費者教育に関する様々な情報を提供するサイトです。

学校や社会の様々な場面で消費者教育を実施したいと考えている方や自字されている方、教材、講座、取組の情報を検索したり、掲載したりすることができます。

検索
消費者教育に関する教材、
講座、取組を検索したい方はこちらから

- ↓ 消費者教育の体系イメージマップ検索
ライフルステーショ（幼児期～高齢期）ヒヤシル（重点領域）の組み合わせ
から、幅広い教材、講座、取組を検索します
- ↓ フリーワード検索
- ◎ 条件絞り込みで探し
- ◎ 「消費者教育の坦い手向けナビゲーション」からの情報検索
自分の立場（あなたは？）、相手の立場（誰に？）、使う場所（どこで？）といった質問に答えていくことで、教材、講座、取組を検索します

掲載
消費者教育に関する教材、
講座、取組を掲載したい方はこちらから

- ◎ 「教材」の登録フォーム
「教材情報の入力にあたってのご注意」「記入の手引き」
を御確認の上、登録を行ってください
- ◎ 「講座」の登録フォーム
「講座情報の入力にあたってのご注意」を御確認の上、登
録を行ってください
- ◎ 「取組」の登録フォーム
「取組情報の入力にあたってのご注意」を御確認の上、登
録を行ってください

消費者教育ポータルサイトとは

消費者教育を担う講師、学校の教職員、専門家、地域住民と関わりのある者を主な利用者として置かれた消費者教育の教材・サービス等の情報検索サイト。国や地方公共団体、消費者団体、事業者団体等から情報等が提供され、消費者教育の教材が約795件、取組が約300件、講座が約603件登録されている（2016年3月末時点）。

○これまでの過去の消費者月間統一テーマ一覧

年 度	統一テーマ
昭和63年	「消費者の主体性の確立を目指して」
平成元年	「豊かな生活を創る」
平成2年	「明日の生活文化の創造」
平成3年	「ゆとり、安心、多様性のある生活をめざして」
平成4年	「地球を見つめた暮らし」
平成5年	「くらしの安全、心のゆとり」
平成6年	「かしこい選択、ゆたかな生活－新時代の消費者像を求めてー」
平成7年	「確かな選択、ひろがるくらし」
平成8年	「活かそう情報、暮らしの中へ」
平成9年	「ともに創ろう 明日の暮らし－規制緩和と自己責任ー」
平成10年	「学び、考え、行動する－ともに築こう くらしのルール－」
平成11年	「たしかな情報 かしこい選択ーともに創ろう新時代ー」
平成12年	「考え方 みんなが結ぶ契約」
平成13年	「新世紀をかしこ生きる ～活用しよう消費者契約法～」
平成14年	「安全・安心に暮らせる社会をめざして」
平成15年	「みんなで考えよう くらしとルール」
平成16年	「しつかり選ぼう 消費者の知恵で」
平成17年	「活かそう権利 めざそ自立」
平成18年	「知恵と勇気で 消費者被害を防ごう」
平成19年	「みんなで築こう 身近な安全・安心」
平成20年	「活かそう 消費者・生活者の視点」
平成21年	「消費者新時代 消費者が主役」
平成22年	「守ろよ、みんなを！ ～なくそ！ 高齢者の消費者被害～」
平成23年	「地域で広げよう 消費者の安全・安心」
平成24年	「安全・安心 いま新たなステージへ」
平成25年	「学ぶことからはじめよう ～自立した消費者に向けて～」
平成26年	「つながろう消費者 ～安全・安心なくらしのために～」
平成27年	「みんなでつくろう！ 消費者が主役の社会！！」
平成28年	「みんなの強みを活かせ ～安全・安心な社会に一億総活躍～」

○消費者教育推進大使

【消費者教育推進大使の委嘱】

消費者庁では、消費者教育の推進及び消費者市民社会の概念の普及に関する活動を担う地方公共団体公認のマスコットキャラクターに対して、消費者庁長官から「消費者教育推進大使」を委嘱する制度を、2014年年度から始めました。

消費者教育を推進していくためには、よりも多くの方々にとつて、消費者市民社会の概念やその構築に向けた取組をより身近なものとすることが重要であり、各地方で親しまれているマスコットキャラクターにも一役買つてもらっています。

各地域において、消費生活展へ出席するほか、出前講座などで活躍しています。

【平成28年度版消費者白書で紹介している大使たち（一部抜粋）】



「倫理的消費」調査研究会

(平成27年5月から)

趣旨

より良い社会に向けて、人や社会・環境に配慮した消費行動（倫理的消費）への関心が高まっている。こうした消費行動の変化は、消費者市民社会の形成に向けたものとして位置づけられるものであり、日本の経済社会の高品質化をもたらす大きな可能性を秘めている。

しかしながら、こうした動きは緒に就いたばかりであり、社会的な仕組みも整備されていない。消費行動の進化と事業者サイドの取組が相乗的に加速していくことが重要である。

以上を踏まえ、倫理的消費の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を広め、日常生活での浸透を深めるためにはどのような取組が必要なのかについて調査研究を行う。

平成27年度は研究会を6回開催（平成28年度は4回を予定）。
平成28年6月に中間取りまとめを公表。

主な検討事項

- (1) 倫理的消費の必要性とその効果
 - ・倫理的消費の歴史
 - ・倫理的商品（エシカルプロダクト）の事例
- (2) 倫理的消費の定義・範囲
 - (3) 倫理的度合い（エシカル度）を計る基準、指標
 - (4) 我が国における倫理的消費の実態調査
 - (5) 海外における倫理的消費の実態調査
 - (6) 倫理的消費を広く普及させていくまでの課題と対応併せて、啓発活動の具体化を図る。

13

平成27年12月10日から12日まで開催されたエコプロダクト2015とタイミングを合わせ、エコプロダクトの参加者を始め、広く倫理的消費についての理解を深めるため、12月12日（土）同会場において消費者庁主催のシンポジウム「エシカル・ラボ」を開催した。

平成28年は倫理的消費への取組が盛んな徳島を本会場とし、東京会場及び鳥取県を中心で結び開催。広く倫理的消費についての理解を深め、取組を推進するため、プログラムは倫理的消費に関する有識者と共に若年層が倫理的消費について学習できる構成とした。

- (1) 日 時：平成28年7月24日（日）14：00～17：30
- (2) 場 所：（徳島会場）ホテルクレメント徳島 4F クレメントホール（徳島市寺島本町西1-61）
（東京会場）TKPガーデンシティ渋谷 1F ホールA（東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル）
- (3) プログラム：

第1部 エシカル・ニュース1	「世界のホットなエシカル消費情報を知ろう！」
第2部 エシカル・トーク	「日本全国にエシカルの輪を広げよう！」
第3部 エシカル・ニュース2	「地域のホットなエシカル消費情報を知ろう！」
第4部 エシカル・メッセージ	倫理的消費に関する若者からのメッセージ発表

高めよう！「見守り力」

高齢者・障害者の被害防止のための見守りの担い手向け視聴覚教材

2016年2月
応用編チャプター3改定
消費者ホットライン188案内

○高齢者や障害者は、「情報弱者」の場合が多い。

→直接情報を届けるのではなく、

信頼できる人、face to faceによる情報伝達

→見守りをする人の裾野の拡大、
多様な人が見守りの担い手になり得る。

全国の消費生活センター、消費生活相談窓口及び地域で
活動をする消費者団体等に配布。
基礎編(ドラマ形式)、応用編(Q&A形式)により構成。
チャプター分けされているので、対象者・時間に合わせた
活用が可能。



複製可
ケーブルTV等で放映可

- DVDの貸出・利用（問合せ：03-3507-9149）

<http://www.caa.go.jp/information/index3.html>

消費者教育・啓発に役立つイラスト集

消費者教育・
地方協力課のHPに掲載

パワーポイント、レジュメ、チラシ、広報誌、
パンフレット、ポスター等に利用できます！
<http://www.caa.go.jp/region/illustration/index.html>

* イラストを改変せざる利用する場合、利用届は不要。
* 8ポイント以上で「消費者庁イラスト集より」と記載。



- イラスト集
(1) 消費者教育・見守り活動に関する主な人物・機関・団体等 **更新**
(2) お金、支払い方法、取引方法、金融、司法関係等 **更新**
(3) 商品・サービス(金融関係を除く。)等 **更新**
(4) 食・環境・自然関連
(5) 安全関連 **更新**
(6) 吹き出し(セリフあり)
(7) 吹き出し(セリフなし)

多様な主体



様々な場面、分野に対応

